和気道
WAKIDO

メンタルフィットネス（仮称）指導者養成講座のご案内

～事業の新たな付加価値を～

一般社団法人和気道

ご提案の目的・趣旨

- 目的
  - 会員制スポーツ施設様等に対する利用者満足度の向上と新規利用者層の拡大に向けた付加価値化のご提案
- 趣旨
  - トレーニングプログラムの新たな価値提供
    - フィジカルからメンタルへ
  - コミュニケーションに対する新たな価値提供
    - ハード（施設）からソフト（プログラム）へ
  - 多様な利用者への価値提供
    - 幼児から高齢者まで
  - 利用効果に対する価値提供
    - 達成度の「見える化」による継続性
  - インストラクターの付加価値化
    - 指導スキルに加えた人的資質の向上
      - 会員の価値評価の逆転
        - 入会前：価格＞利便性＞プログラム＞インストラクター
        - 入会後：インストラクター＞プログラム＞利便性＞価格

和気道がご提供するもの・・・
「氣」の活用したメンタルフィットネス

和気道 WAKIDO

- 簡単に取り組める
  - 老若男女、場所等の制約が無く、容易に実践できます。
- 快適にできる
  - 体力的に過度な負荷や負担をかけません。
  - 楽しく実践できます。
- 達成感が得られ向上心も湧く
  - 目的に対する達成レベルが可視化されています。
  - 短期間で効果を確認できます。
- 実用的
  - 生活習慣として実践できます。
- 用途が広い
  - 健康、ビジネス、人間関係、ダイエット、マタニティー、能力開発等、目的に応じたプログラムが構成できます。

コース概要

- 指導員養成集中講座
  - 体と心を蘇らせる氣のメカニズムに対する実践的な理解と指導要領の取得
- 受講料：¥199,500（税込）
- 期間：3日間（4時間/1日）
  - 2日目と3日目の間にセルフトレーニング期間（1週間程度）を設けます。
- 講座開催方法
  - オープンコース：当会の定期講習会に参加
  - オンサイトコース：一定以上の人数で受講されるクライアント様に対する個別開催
- 会場：当会教室・外部会場またはクライアント様の施設等
- 受講定員：上限20名/1講座
- カリキュラム概要
  - 心身改造プログラム／体を緩める技術／アンチエイジング呼吸法／氣のストレッチ全般
    - 詳細は別途カリキュラムをご参照願います

成長分野等人材育成支援事業奨励金のご案内

和気道 WAKIDO

受講料が20万円戻る！

- 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークでは、政府の新成長戦略の中でも重点強化となっている雇用創出効果の高い「健康、環境分野および関連するものづくり分野」※の人材育成に取り組む事業主様に対して奨励金を支給する制度を2013年3月まで実施しており、受講料の全部または部分について上限20万円まで支給を受けられる場合があります。

- 関連する事業主様は、この機会を活用し、当会の講座をお得にご受講することができます！

※健康、環境分野および関連するものづくり分野：

林業、建設業（環境や健康分野に関する建築物等を建築している場合のみ）、製造業（環境や健康分野に関する製品の製造・技術開発を行ったり、あるいは取引関係にある場合のみ）、電気業、情報通信業、運輸業・郵便業、学術・開発研究機関（環境や健康分野に関する技術開発を行っている場合のみ）、スポーツ施設提供業、スポーツ・健康教授業、医療、福祉、廃棄物処理業、その他環境や健康分野に関する事業を行っているもの

訓練支給額と対象者

- 支給額
  - 事業主様が負担した訓練費用を、1訓練コースにつき対象者1人当たり20万円を上限として支給されます。

ですから

「〇〇〇〇指導員講座」
3日間、定価199,500円（税込）
このコースを2名で受講すれば．．．
199,500円×2名＝399,000円の支給がなされます。（結果、負担0円で受講可！）

- 訓練の対象となる労働者の要件
  - 受給資格認定申請日の前日から起算して5年前の日以降に成長分野等へ雇い入れられた、期間の定めなく雇用される労働者であること。
  - 受給資格認定申請日の前日から起算して5年前の日以降に成長分野等以外の分野から成長分野等へ配置転換した、期間の定めなく雇用される労働者であること。

ですから

入社5年目までの新入社員、5年以内に成長分野等に異動した社員が対象です。
もちろん、平成24年度新入社員、平成25年度新入社員も対象です

支給対象となる職業訓練

- 職業訓練計画
  - 成長分野等の業務に関する内容のものに限り趣味・教養と区別のつかないものなどは含まないこと。
  - 実施期間が原則1年（訓練に必要な時間数が確保される場合は6ヶ月以上）であり、遅くとも平成24年度末までに受給資格認定申請書を提出し、当該提出日から6ヶ月以内に訓練を開始するものであること。

ですから

平成25年3月までに、6ヶ月～1年間の職業訓練計画を作成して申請します。訓練開始は申請後6ヶ月以内です。

また支給対象は成長分野等の業務に関する内容のものなので、一般教養研修などは原則対象外となります。

Off-JT（当会の講座受講など通常の業務を離れて行う職業訓練）について支給されます！

- 職業訓練コース
  - 1訓練コースの訓練時間数が10時間以上であり、かつ、Off-JTを含むもの。

ですから

当会で開催する集合研修（11時間/3日間）および
それに準じるカスタムメイド研修（1社向け研修）は対象となります！

申請から受給までの流れ

Step1

事業場毎に都道府県職業能力開発協会に「職業能力開発推進者」の申請を行います（既に済んでいる場合は不要）。

Step2

職業訓練計画を作成し、労働局またはハローワークに提出します（成長分野等人材育成支援奨励金受給資格認定申請書等の提出）。
訓練開始1ヶ月前

Step3

計画した訓練がすべて終了後、支給申請を作成し、労働局またはハローワークに提出します（成長分野等人材育成支援奨励金支給申請書等の提出）。
訓練終了後2ヶ月以内

受給

訓練期間（6ヶ月～1年）

計画した訓練を実際に受講

注意点、その他

- 申請に際し、以下の条件を満たしていることが必要です。
  - 受給資格認定申請書の提出日の前日から起算して６ヶ月前の日から支給申請書の提出日までの間に、事業所で雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇していないこと。
  - 支給申請の前々年度より前のいずれかの保険年度に、労働保険料を滞納していないこと。
- 制度内容や申請等の詳細につきましては厚生労働省のホームページをご覧いただくか最寄りの都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）におたずねください。
  - 厚生労働省 成長分野等人材育成支援事業（平成25年3月31日までの暫定措置）
    - http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/f-top.html
- 申請については、当会を通じて専門家による支援体制もご用意しております。お問い合わせください。